

国 不 建 第 4 9 号
令和 8 年 7 月 30 日

各 都 道 府 県 主 管 部 局 長 殿
各 政 令 指 定 都 市 主 管 部 局 長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震に伴う
応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（要請）

令和 8 年熊本地震に伴い工事目的物等に損害が生じ、又は工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、下記のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせてお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1. 工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれては、同約款第 20 条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

(1) 施工できなくなった工事に係る一時中止命令

同約款第 20 条第 1 項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工

事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされていますが、一般の災害により施工できなくなった工事についても、各発注者において、的確に当該工事の一時中止を指示するようお願いします。

（２）当面の災害応急対策を優先して行うための工事一時中止命令

同約款第２０条第２項において、発注者が必要があると認めるときは工事を中止させることができることとされていますが、当面の災害応急対策のためには、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠です。このため、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であって、かつ、その工事等に速やかに着手できる建設企業が見受けられず、被災していない施工中の工事の施工会社がこれらを行う必要があると認められる場合には、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止を指示するようお願いします。

また、上記（１）及び（２）の措置を実施することに伴い必要となる予算の繰越手続についても、遺漏なきよう宜しくお願いします。

２．応急復旧工事等に係る前金払（中間前金払）の推進について

（１）前金払（中間前金払）の適切な実施

建設企業が応急復旧工事等を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要です。

このため、関係地域の各発注者におかれては、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うなど、前金払の迅速かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いします。

また、請負契約書の取交しが後日となる場合であっても、例えば概算の見積金額の一部の前金払及び保証事業会社における必要な保証の引受けが可能ですので、その活用について積極的なご検討をお願いします。

なお、概算の見積金額の一部を前金払する場合には、当該見積金額のほか、前金払の額、工事名（案件名等）、請負契約日（協議成立日等）、工期（暫定期間等）を確認

できる書類が必要となりますので、各発注者の事情や従来の取扱い等に応じて、受注者との間で必要な書類を取り交わしていただくよう、お願いします。（国土交通省の直轄事業においては、別添１によることとしています。）

（２）前払金保証の事務処理の迅速化・弾力化

応急復旧工事等に係る前払金の保証については、別添２のとおり保証事業会社に対して、保証契約の締結や前払金の払出し等の事務処理の迅速化・弾力化を要請しています。この一環として、受注者が発注者に提出する前払金保証証書について、郵便事情の悪化等も踏まえ急を要する場合には、保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しをファックス等で送付することとしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

（参考）

- ・「災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（別添１）
- ・「令和８年熊本地震による災害復旧事業等における前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について（要請）」（別添２）